

秋田県告示第 99 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年3月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
令和6年3月5日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社丸英土建
仙北市角館町八割字八割184番地6
代表取締役 辻 幹 久
秋田県知事許可（般－4）第788号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和6年2月29日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。